

1 国が示している第9次保険料に関する検討の考え方

(令和5年10月17日の国通知より)

介護保険制度については、これまで物価・賃金に大きな変動がない中で制度運営がなされてきた一方、足元では物価・賃上げの動きが顕著になってきており、安定的な財政運営の重要性が高まっている

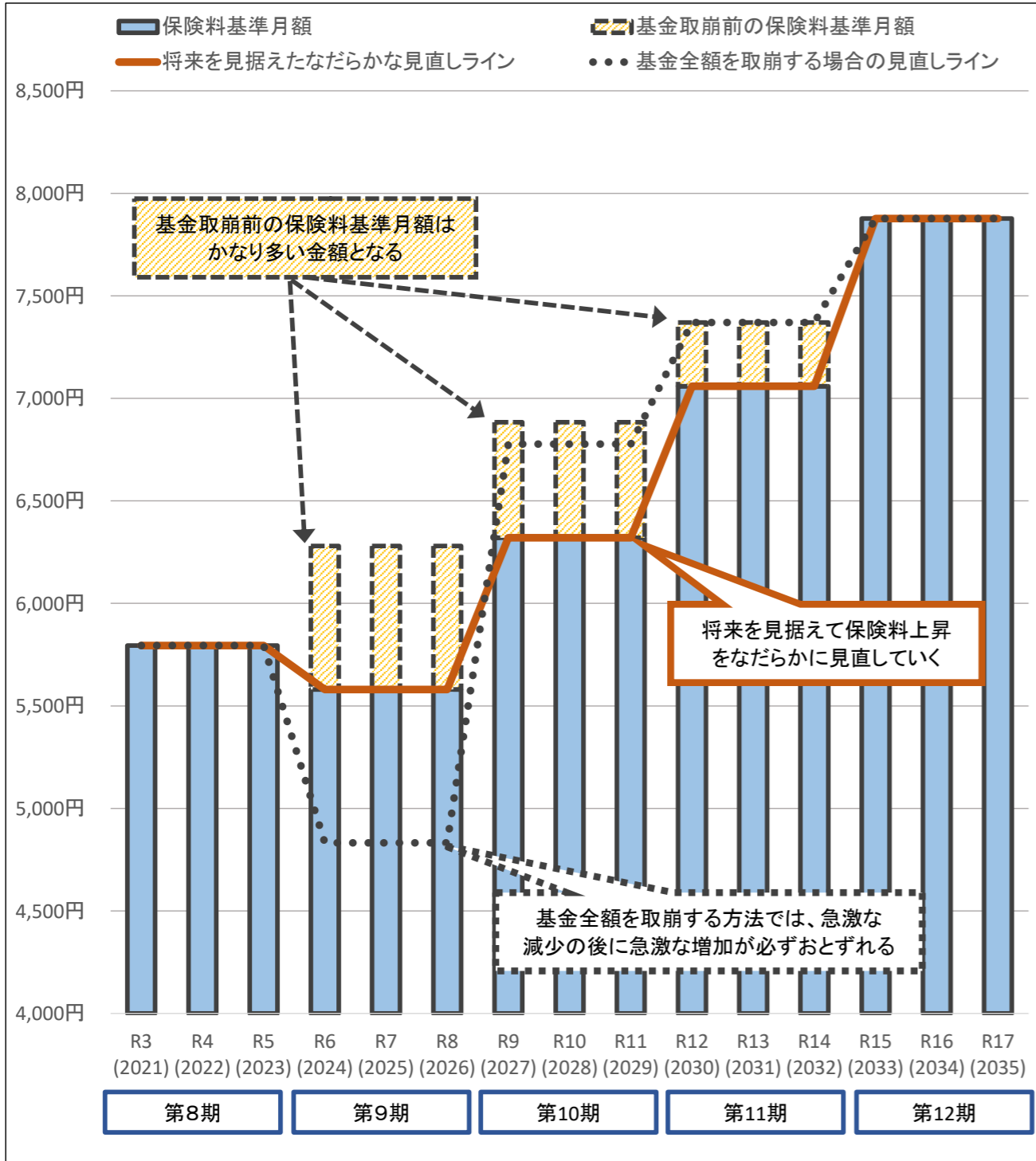
●配慮すべき視点

- 1 現状における物価等の高騰 → 低所得者への負担軽減として、保険料上昇は抑制すべき
- 2 安定的な財政運営の重要性 → 将来を見据えて、基金残高を確保すべき

基本的な考え方：保険料抑制のための基金取崩と、将来を見据えた基金残高の確保を両立する

令和17年度(2035年度)までの介護保険料月額予測

(※現在の介護保険制度による予測のため、今後の法改正により変動する場合があります)



2 保険料段階と乗率の見直しポイント

●国が示した標準例の見直し内容

- | 国が示した標準例の見直し内容        | 本市の対応                               |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 1 低所得者の乗率及び軽減率の変更     | → 低所得者は国が示したとおりに軽減(第2段階を除く)         |
| 2 標準段階の多段階化(9段階⇒13段階) | → 既存の14段階へ、新たに15段階目(所得2,000万円以上)を追加 |
| 3 最大標準乗率引き上げ(1.7⇒2.4) | → 11段階以降の高所得者の乗率を見直し(最大乗率:2.0⇒2.6)  |

●介護報酬の改定 +1.59%(実質+1.54%)

3 本市の介護保険料基準月額の見直し結果

- 1 基準月額:5,580円(基金取崩前6,280円から700円引き下げ) ※第8期:5,794円
- 2 介護給付費準備基金取崩額:20億2,100万円(取崩率48.3%) ※令和5年度末残高見込額:約41億8,000万円

段階	課税区分	国の標準例		本市の内容		参考:第8次			
		対象者	乗率	対象者	乗率	年間保険料(月額)	第8次からの増減額	乗率	年間保険料(月額)
第1段階	本人が市民税非課税	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者	0.455	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者	0.455	30,466円 (2,538円)	▲4,298円 (▲359円)	0.50	34,764円 (2,897円)
		▲0.17の軽減措置後	0.285	▲0.17の軽減措置後	0.285	19,083円 (1,590円)	▲1,775円 (▲148円)	0.30	20,858円 (1,738円)
第2段階	本人が市民税非課税	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下	0.685	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下	0.65	43,524円 (3,627円)	▲5,145円 (▲428円)	0.70	48,669円 (4,055円)
		▲0.2の軽減措置後	0.485	▲0.2の軽減措置後	0.45	30,132円 (2,511円)	▲1,155円 (▲96円)	0.45	31,287円 (2,607円)
第3段階	本人が市民税非課税	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円以上	0.69	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円以上	0.69	46,202円 (3,850円)	▲5,944円 (▲495円)	0.75	52,146円 (4,345円)
		▲0.005の軽減措置後	0.685	▲0.005の軽減措置後	0.685	45,867円 (3,822円)	▲2,802円 (▲233円)	0.70	48,669円 (4,055円)
第4段階	世帯	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	56,916円 (4,743円)	▲2,182円 (▲181円)	0.85	59,098円 (4,924円)
第5段階	課税	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以上	1.0 (基準額)	公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以上	1.0 (基準額)	66,960円 (5,580円)	▲2,568円 (▲214円)	1.0 (基準額)	69,528円 (5,794円)
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	合計所得金額が120万円未満	1.15	77,004円 (6,417円)	▲2,953円 (▲246円)	1.15	79,957円 (6,663円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	83,700円 (6,975円)	▲3,210円 (▲267円)	1.25	86,910円 (7,242円)
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	100,440円 (8,370円)	▲3,852円 (▲321円)	1.50	104,292円 (8,691円)
第9段階		合計所得金額が320万円以上410万円未満	1.70	合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.60	107,136円 (8,928円)	▲4,108円 (▲342円)	1.60	111,244円 (9,270円)
		合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.70	113,832円 (9,486円)	▲4,365円 (▲363円)	1.70	118,197円 (9,849円)
第10段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.85	123,876円 (10,323円)	▲1,274円 (▲106円)	1.80	125,150円 (10,429円)
第11段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.00	133,920円 (11,160円)	+5,294円 (+442円)	1.85	128,626円 (10,718円)
第12段階		合計所得金額が720万円以上	2.40	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.20	147,312円 (12,276円)	+15,209円 (+1,268円)	1.90	132,103円 (11,008円)
第13段階		合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.40	2.40	160,704円 (13,392円)	+21,648円 (+1,804円)	2.00	139,056円 (11,588円)	
					174,096円 (14,508円)	+35,040円 (+2,920円)	2.60		